

室町ケミカル株式会社 定款

室町ケミカル株式会社

令和4年8月26日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、室町ケミカル株式会社と称し、英文ではMUROMACHI CHEMICALS INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする

- (1) 医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、医薬品試薬、化粧品、医療用具の製造、販売並びに輸出入
- (2) 毒物劇物の販売並びに輸出入
- (3) イオン交換樹脂の再生処理及び純水製造装置等の製造・販売及び輸出入
- (4) 化成品の製造・小分け加工等の受託・販売及び輸出入
- (5) 化学工業用薬品、試薬、理化学機械器具の販売並びに輸出入
- (6) 健康食品の製造・販売及び輸出入
- (7) ペットフードの製造・販売
- (8) 雑貨品（衛生・家庭）の製造・販売及び輸出入
- (9) 電子部品材料の製造及び加工・販売及び輸出入
- (10) プリント配線盤集積回路製造用機械、器具工具製造加工、販売
- (11) 計測用の機械器具及び材料の製造、販売
- (12) 放射性同位体（ラジオアイソトープ）の販売及び輸出入
- (13) 電気工事業
- (14) 管工事業
- (15) 機械器具設置工事業
- (16) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡県大牟田市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2) 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2) 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員数)

- 第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。
- 2）当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
- 2）取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- 3）取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2）前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3）補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 4）会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2）取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2) 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第24条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第28条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第33条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

付 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第76回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2) 第76回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

- 第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
- 2) 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3) 本条の規定は、令和5年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成18年7月31日より改訂施行する。

平成19年8月28日より改訂施行する。

平成20年7月31日より改訂施行する。

平成22年7月31日より改訂施行する。

平成23年9月 1日より改訂施行する。

平成24年8月24日より改訂施行する。

平成25年2月26日より改訂施行する。

平成27年8月21日より改訂施行する。

平成29年8月31日より改訂施行する。

平成30年8月30日より改訂施行する。

令和元年8月29日より改訂施行する。

令和2年8月27日より改訂施行する。

令和2年10月14日より改訂施行する。

令和2年12月22日より改訂施行する。

令和3年8月27日より改訂施行する。

令和4年8月26日より改訂施行する。